

守谷市立地適正化計画（案）のパブリックコメントについて

【実施概要】

- 実施期間 令和2年2月13日（木）から3月14日（土）までの31日間
- 意見書 12件（4名）

【A氏】

◎守谷駅周辺のにぎわいの創出について

意見の要旨	件数	意見に対する市の考え
守谷駅周辺のにぎわいの創出のため、広域的商業施設や文化・サービス施設などの整備を進めることを要望する。	1	<p>◇原案どおりとします。</p> <p>守谷駅周辺の「都市機能誘導区域」に誘導していく施設として定めた「誘導施設」において、広域的商業施設には「ショッピングモール系商業施設」を設定し、文化・サービス施設には「コンベンション施設、博物館・美術館、映画館・劇場・観覧場、図書館」を設定しました。</p> <p>当計画においては、整備に関する記述はいたしません。今後のまちづくりについては、守谷駅周辺のにぎわい創出に向けて、土地の所有者等と協働・連携しながら整備を促進していきたいと考えております。</p>

【C氏】

◎評価サイクルについて

意見の要旨	件数	意見に対する市の考え
5年間の評価サイクルを3年間にする。守谷駅周辺の生活利便性を高め、にぎわいを創出するためにはPDCAサイクルを早める必要がある。早く駅周辺の都市機能の充実を図らないと新しい住民を同じTX線上の他駅に取られるだろう。	1	<p>◇原案どおりとします。</p> <p>都市再生特別措置法及び都市計画運用指針において、立地適正化計画策定後の調査・分析・評価は、都市計画基礎調査及び国勢調査の実施サイクル5年と合わせ、おおむね5年ごとに行うものとされております。</p> <p>守谷市においても基本的に5年のサイクルで見直しを行うものとし、必要に応じて適宜見直しを行ってまいります。</p>

【D氏】

◎守谷市立地適正化計画の必要性について

意見の要旨	件数	意見に対する市の考え
<p>守谷市の人口密度は茨城県の44市町村のうち圧倒的な1位であり、すでにコンパクト・プラス・ネットワークが実現されているので、立地適正化計画を作る必要はないと思う。不必要なハード面に税金が使われないようにしてほしい。</p>	1	<p>◇原案どおりとします。</p> <p>ご意見のとおり、守谷市はすでにコンパクトな都市であり、この計画を立てる必要はないという考え方もございます。</p> <p>しかし、将来的には守谷市においても人口減少が始まることが予測されているため、空家の増加や都市機能施設へのアクセス等の課題が深刻化する前に対策を考えることが必要となります。</p> <p>また、計画に沿ったまちづくりを行う際には、国の助成措置等が検討できます。</p> <p>将来を見据えていつまでも持続可能な都市であり続けるために、立地適正化計画を策定いたしました。</p>

【E氏】

◎徒歩圏説明の誤植訂正について

意見の要旨	件数	意見に対する市の考え
<p>4-7ページ、「2) 居住誘導区域の設定方針」の「①生活利便性が確保される区域」の「基幹的公共交通路線徒歩圏」の図において、30本/日以上以上の運行頻度があるバス停に本数の少ない「松前台七丁目」バス停が入っており、本数の多い「守谷高校入口」が入っていない。</p>	1	<p>◇原案の修正を行います。</p> <p>基幹的公共交通路線に「守谷高校入口」バス停を加え、「松前台七丁目」バス停を外します。</p> <p>また、同様に基幹的公共交通路線徒歩圏に関連する2-17ページ、資料-13の図も修正します。</p>

◎新駅設置による常総線の有効活用について

意見の要旨	件数	意見に対する市の考え
<p>6-5ページ、「(3) 公共交通に係る施策設定の考え方」において、バスより本数の多い常総線を活用し、公共交通を維持するため、以下の文言を追加する。</p> <p>「さらに、市内を縦貫する常総線を有効活用し、取手市区間と比較し駅間距離の長い新守谷～守谷間の松並地区への新駅設置、守谷～南守谷間の新駅設置を検討します。」</p>	1	<p>◇原案どおりとします。</p> <p>常総線新駅の整備については、新駅建設費用、周辺の道路整備など、多額の地元負担と整備の時間、関係機関との協議が必要です。そのため、鉄道よりも小回りが利くバスネットワークによる「コンパクト・プラス・ネットワーク」を推進することとしています。</p>

◎医療・福祉のみではなく、徒歩圏で日常生活が送れる環境の整備について

意見の要旨	件数	意見に対する市の考え
6-9 ページ、「居住1」構想中の市街地整備事業と合わせた副次拠点機能の導入検討」、「b. 生活利便施設の確保」の【具体的な取組例】において、医療施設・福祉施設に加え、食料品の購入など毎日の日常生活に必要なスーパーやコンビニ等も既存大規模住宅団地センター地区へ誘導する必要がある。	1	◇原案どおりとします。 構想中の市街地整備事業に合わせた副次拠点機能の導入についての具体的な取り組みを示したものであり、医療施設・福祉施設については、将来の高齢者の偏在状況により副次拠点から既存大規模住宅団地への誘導も検討する必要があることを記載したものです。

◎つくばエクスプレスの東京延伸にむけた取り組みの追加について

意見の要旨	件数	意見に対する市の考え
6-14 ページ、「3) 公共交通に係る施策」の「交通1」沿線自治体との連携による鉄道の輸送力強化促進に以下の文言を追加する。 「さらに、国土交通省交通政策審議会において纏められた「東京圏における今後の都市鉄道の在り方(答申)」記載のつくばエクスプレスの東京延伸並びに東京臨海部鉄道(構想)との相互直通運転の早期実現について、国、県及び鉄道事業者に要請していきます。」	1	◇原案どおりとします。 つくばエクスプレスの輸送力増強と増強のために必要な施設の早期整備に係る方針を示しました。その一つの取り組みとして東京駅延伸も含まれております。なお、上位計画である都市計画マスタープランの「公共交通の整備方針」には、つくばエクスプレスの東京駅延伸の促進について記載しております。

◎未整備都市計画道路の整備優先順位の見直しについて

意見の要旨	件数	意見に対する市の考え
6-14 ページ、「3) 公共交通に係る施策」の「交通3」都市機能誘導区域との連絡を強化する道路網の整備」において、「西口大柏線」は守谷駅西口から市役所付近まで続く「市役所通り」として活用することができ、県道野田牛久線の渋滞緩和とバスルートの移設が可能であることから、整備優先順位を変更し「みずき野大日線」よりも先に整備する必要がある。そのため、以下の文言を追加する。 「・都市計画道路の未整備区間の早期整備にあたっては、整備優先順位の見直しを行い、バス路線の移設が望め、かつバスによる公共等施設へのアクセス改善が見込める路線を優先します。」	1	◇原案どおりとします。 道路の整備については、優先順位も含め、社会情勢の変化に基づく必要性や市の財政状況、費用対効果などを考慮し決定します。市が整備する都市計画道路の内未整備区間があるのは「坂町清水線」、「みずき野大日線」、「西口大柏線」の3路線となりますが、この内、「坂町清水線」、「みずき野大日線」については、守谷駅周辺の交通渋滞への対応及び通学路の安全確保の観点から早期整備の必要な路線として事業を実施するため、すでに事業認可を受け事業に着手しております。よって整備優先順位の見直しは行いません。

◎常総線への新駅設置検討文言の追加について

意見の要旨	件数	意見に対する市の考え
<p>6-15 ページ, 「交通 7」鉄道駅, 駅周辺, 公共施設周辺, 道路空間のバリアフリー化の推進」において, 以下の文言を追加する。理由は「新駅設置による常総線の有効活用」と同じ。</p> <p>「・歩いて暮らせる地域の拡大のため, 新守谷~守谷間の松並青葉地区への新駅設置, 守谷~南守谷間の新駅設置を検討します。」</p>	1	<p>◇原案どおりとします。</p> <p>常総線新駅の整備については, 新駅建設費用, 周辺の道路整備など, 多額の地元負担と整備の時間, 関係機関との協議が必要です。そのため, 鉄道よりも小回りが利くバスネットワークによる「コンパクト・プラス・ネットワーク」を推進することとしています。</p>

◎バス停へのアクセス改善とバス待ち環境の改善について

意見の要旨	件数	意見に対する市の考え
<p>6-15 ページ, 「交通 9」公共交通機関のバリアフリー化の推進」において, 薬師台5丁目西端から県道取手豊岡線への歩行者道の整備と新バス停(薬師台入り口)設置, 及び利用者の多いバス停や乗り換え推奨バス停への屋根設置推進のため以下の文言を追加する。</p> <p>「・バス停へのアクセス路の改善及び, バス停屋根の設置等, 天候によらず誰もが利用しやすい公共交通の実現を目指します。」</p>	1	<p>◇原案の修正を行います。</p> <p>「交通 8」身近な交通結節点におけるバリアフリー化の推進」の文言を以下のとおり修正します。「バス停やパークアンドライドの乗り換え拠点などの身近な交通結節点においては, <u>バス停屋根の設置等による利便性向上を図るとともに</u> <u>アクセス道路の改善, 点字ブロックの設置, 音声ガイドの設置などを推進し, バリアフリー化に努めます。</u>」</p>

◎生活サービス施設(商業)徒歩圏と2015年人口の範囲見直しについて

意見の要旨	件数	意見に対する市の考え
<p>資料-11 ページ, 図「生活サービス施設(商業)徒歩圏と2015年人口」において, 「都市構造の評価に関するハンドブック(国土交通省都市局)」には, 商業施設に「市内の立地である」という条件の記載はない。取手市, つくばみらい市の施設も含める必要がある。</p>	1	<p>◇原案どおりとします。</p> <p>都市機能(医療・福祉・商業等)を一定の役割分担のもとで整備・利用するために他市町村と連携し広域的な立地適正化の方針を定めることもできますが, 守谷市立地適正化計画では市内を対象としています。</p>

◎日常生活サービスの徒歩圏充足率の図の誤植修正について

意見の要旨	件数	意見に対する市の考え
<p>資料-12 ページ, 資料-13 ページ, 図「a. 生活サービス施設徒歩圏と2015年人口」, 「b. 基幹的公共交通徒歩圏と2015年人口」に誤植がある。</p> <p>「a. 生活サービス施設徒歩圏と2015</p>	1	<p>◇原案の修正を行います。</p> <p>「生活サービス施設徒歩圏」は, 800m圏内に医療施設・福祉施設・商業施設が全てあるエリアです。「日常生活サービス徒歩圏」は「生活サービス施設徒歩圏」</p>

<p>年人口」は、「生活サービス施設（医療・福祉・商業）から 800m かつ基幹的公共交通路線の徒歩圏（鉄道駅から 800m・バス停から 300m）」と記載されているが、明らかに不自然である。</p> <p>「b. 基幹的公共交通徒歩圏と 2015 年人口」は「徒歩圏説明の誤植訂正」と同じ。</p>		<p>と「基幹的公共交通徒歩圏」の両方を満たすエリアです。わかりやすくするために図面と説明を追加します。</p> <p>また、「b. 基幹的公共交通徒歩圏と 2015 年人口」の図について「徒歩圏説明の誤植訂正」と同様に修正します。</p>
--	--	--